

原 著

## 『日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉 (桓武天皇から淳和天皇時代まで)

Health care and welfare in the early Heian period  
as presented in “Nihon-Kouki”

鈴木 英 鷹

要約：三番目の勅撰史書である『日本後紀』の記事から、平安時代初期（桓武天皇から淳和天皇時代まで）の医療福祉分野の特色を挙げた。その一は、わが国上代からの思想である「病が神の祟り」「人の靈魂が人に祟って疾病を起こす」といった考えは、平安時代初期にも信じられており、人の祟りを特に「物怪（もののけ）」と呼ぶようになったのは平安時代初期からであることが判明した。その二は、疫疾、疾病に対する防止として朝賀停止、節会停止、大赦、改元、奉幣、読経、祈祷、造仏などが行われていた。その三は、「自殺」という言葉は、弘仁元年(810)9月の記事「藤原朝臣薬子自殺す。遂に薬を仰ぎて死す」が初出であった。その四は、一時に3人以上の子を産んだ多産者に関する記事が10事例あった。その五は、加持祈祷の隆昌を特徴とする平安時代の仏教は、虚弱・神経質な貴族をますます不安に陥れ医療の普及を妨げた。その反面、僧医及び看病僧の存在、布施屋の設置など当時の仏教が医療福祉に益した利点も存在した。その六は、病を穢れとする病理観は、死期が迫った病人（この場合は主に使用人）を家から路上や河原に放り出して家の外で死なせた。

Key Words：日本後紀、平安時代、医学史、医療福祉

### はじめに

平安時代とはどのような時代であったのか。笹山は平安時代を「8世紀末、藤原氏によって擁立された光仁天皇は、政治の混乱を取直し、国政を再建するために努力を傾けた。ついで立った桓武天皇は長岡・平安両京への遷都を行い、さらに東北地方の蝦夷の征伐を行って王権

の基礎を固めた。桓武天皇の時代には貴族に対する天皇の政治的な主導権が確立した。天皇はまた、地方政治を重要視し、国司・郡司の取り締まりを厳しくした。このように地方政治に重点をおき、社会の変貌に応じた対策を迅速に行うという政策は9世紀前半を通じてみられた。9世紀前半の嵯峨天皇の時代には、天皇の家父長的な権威の元で政局が安定し、宮廷には中国風の文化が栄えた。この時期は王権を中心に、少数の特権貴族が支配層を構成していく新しい時代の始まりであった」と解説している<sup>1)</sup>。

光仁天皇の譲位を受けて即位した山部親王

---

Hideo Suzuki, M.D., ph D.  
大阪河崎リハビリテーション大学  
リハビリテーション学部  
E-mail : suzukih@kawasakigakuen.ac.jp

(桓武天皇)は光仁天皇の長子で、その母は百済系の渡来氏族和氏に属す高野新笠であった。天智天皇の皇孫にあたる光仁天皇は、聖武天皇の皇女井上内親王を皇后として、その子他部親王を皇太子にすることによって、前王朝を継承する立場を保った。しかし藤原百川の策謀によって、宝亀3年(772)、皇后・皇太子は相次いで廃され、翌年、山部親王がかわって皇太子に立てられた。百川は早くから親王の資質を見抜き、白壁王(光仁天皇)擁立の当初から、山部親王に皇位を踏ませることを企図していたと考えられる。桓武天皇の即位はそれまでの天武・聖武天皇系の皇統とは完全に絶縁した、新しい王朝の創始を意味していた<sup>1)</sup>。

聖武天皇系皇統と完全絶縁したひとつの証拠として『日本後紀』延暦16年(797)4月の記事を挙げる。この記事には「僧正善珠卒す。年七十五なり。皇太子、其の形像を図きて秋篠寺に安置す。皇太子、病悩の間、般若の験を施し、仍りて抽賞せらる。法師は、俗姓安都宿禰。京兆の人なり。流俗言えること有り、「僧正玄昉、太皇后藤原宮子に蜜に通す。善珠法師、実は是れ其の息なり。云々」と。」とある。藤原宮子が聖武天皇の母、光明子の姉であり姑であることを鑑みれば、上記の内容は当然のことながら不敬である。しかしながらこの内容を勅撰史書である『日本後紀』に掲載したことは、桓武天皇は天武・聖武天皇系の皇統に縛られないとの決意の証といえないか。

このように平安時代初期はspiritualには奈良時代と違った新しい王朝の幕開けと考えられるが、政治制度などは奈良時代の制度を踏襲して

いることも事実である。医療福祉の分野では如何であろうか。著者の知る限り平安時代初期の医療福祉分野での事象を詳細に検討した研究は殆ど無い。著者は以前、『続日本紀』を題材に奈良時代の医療福祉について詳細に報告したが、今回はそれに引き続き、平安時代初期の医療福祉について『日本後紀』を史料として検討した。

## 方法と結果

『日本後紀』については集英社刊の『日本後紀』を基本史料として、桓武天皇から淳和天皇時代の医学関係記事を抄出した。これをもとに表1から表6の年表を作成した。なお『日本後紀』の位置づけは以下の如くである。『日本書紀』の後をうけ、8世紀末から10世紀には5つの勅撰史書、『続日本紀』、『日本後紀』、『続日本後紀』、『日本文徳天皇実録』、『日本三代実録』が成立した。『日本後紀』は3番目の勅撰史書で、もとは40巻あったが、散逸して10巻を残すのみである。延暦11年(792)以後の桓武朝と平城・嵯峨・淳和の治世(792-833)を扱う。弘仁10年(819)に編纂が始まり、承和8年(841)の完成までに藤原冬嗣・藤原緒嗣・藤原貞嗣らが撰者をつとめた。平安京の現在を視点として前代を「南朝」と回顧し、薨卒伝における人物評の辛辣さが特徴にあげられる。本文はながく失われていたと考えられていたが、江戸時代に塙保己一の再発見によって残存10巻が世に知られるようになった<sup>2)</sup>。

表1

西暦	年号	天皇	事 項
792	延暦11年	桓武	正月、是より先、薬物往々にして出ず。 6月、畿内の名神に奉幣す。皇太子の病を以てなり。 6月、皇太子久しく病む。之をとうに崇道天皇崇を為す。諸陵頭調使王等を淡路国に遣して其の霊に謝し奉らしむ。
793	延暦12年	桓武	8月、衛門府の門部壬生年、西門に登りて自ら絞死す。時人其の故を知らず。
794	延暦13年	桓武	5月、皇太子妃諱帯子忽ちに病有り。木蓮子院に移り、頓に逝く。 8月、安房国疫あり。
796	延暦15年	桓武	7月、(詔)「・・・其の天下の鰥寡惻独にして自存すること能わざる者に量りて賑給を加えしめよ。・・・」とのたまふ。 10月、始めて典薬寮に史生四人、造酒司に史生二人を置く。 10月、陸奥国の博士・医師の官位を少目に准ず。
797	延暦16年	桓武	正月、勅すらく、「山城国愛宕・葛野群の人、死者有る毎に、便に家側に葬り、積習常と為す。今京師に接近し、凶穢避く可し。宜しく国郡に告げ、厳しく禁断を加うべし。若し犯違すること有らば、外国に移貫せよ。」
799	延暦18年	桓武	2月、「弟清麻呂は、脚痿えて起立する能わず。八幡神を拝せんが為に、輿病して路に即く。豊前国宇佐郡柘田村に至るに及びて、野猪三百許有り、路を挟みて列す。徐歩して前駆すること十許里にして、山中に走り入る。見る人共に之を異とす。社を拝するの日、始めて起ちて歩むことを得たり。」 6月、中衛・左右衛士三府の医師一員を省く。
801	延暦20年	桓武	6月、参河国碧海郡の人漢人部千倉売、一びに三子を産む。稻三百束を賜う。
803	延暦22年	桓武	11月、天下の高年百歳以上に穀二斛、九十以上に一斛、八十以上に五斗なり。
804	延暦23年	桓武	5月、山城国の穀四千斛を左右京の高年に賑給せしむ。 6月、従五位上中臣朝臣道成を典薬頭と為す。 10月、(詔)「・・・行宮の辺に近き高年く八十已上並びに陪従人等に、大物賜わく・・・」 10月、(詔)「・・・御座す所に近き高年く八十已上の人等に、大物賜わく・・・」 12月、聖体不予なり。使を平城の七大寺に遣して綿五百六十斤を費して誦経せしむ。又旧都の飢乏の道俗に賑恤せしむ。
805	延暦24年	桓武	正月、廢朝す。聖躬不予なればなり。 正月、外従五位下吉水連神徳に従五位下を授く。正六位上出雲連広貞に外従五位下。御薬に供奉して、昼夜怠らざるを以てなり。 2月、諸国の国分寺をして、薬師悔過を行わしむ。聖躬未だ平かならざるを以てなり。

表2

805	延暦24年	桓武	<p>3月、殿上に於て灌頂法を行う。</p> <p>4月、侍医等に衣並びに繩・布を賜うこと差有り。</p> <p>7月、勅すらく、「如聞、『疫癘の時、民庶相憚りて水火を通ぜず』と。心を救療に存らしむれば、何ぞ死亡すること有らん。父子至親すら、畏忌して近づくこと無し。隣里疏族、更に復何をか言わん。亡者の衆多なるは、事此に在り。宜しく所司に諭して、務めて匍匐を存すべし。若し遵改せざれば、随いて即ち科処せよ。」</p> <p>11月、是より先、伊豆国掾正六位上山田宿禰豊浜、使を奉りて京に入る。伊勢国の榎撫・朝明二駅の間に至りて、村に就きて湯を求む。人有りて之を与う。更に復酒を煖めて相飲む。其の後嘔吐し、伊賀国の堺に至りて、豊浜の従者死す。豊浜情に毒酒と知り、勤めて療治を加うるも、京に至りて遂に死す。使左兵衛少志従六位下紀朝臣浜公を遣して之を勘せしむるも、得ること無し。</p>
806	大同元年	桓武	<p>正月、廢朝す。聖躬不予なればなり。</p> <p>3月、上の病大漸弥留なり。五百枝王を召す。</p> <p>5月、左京大夫従四位下藤原朝臣大繼を兼典薬頭と為す。</p>
806	大同元年	平城	<p>5月、五畿内の鰥寡惻独の自存すること能わざる者に物を給う。</p> <p>11月、太宰府言さく、「管内の諸国、水旱疾疫、歳毎に相仍ぐ。百姓彫亡し、田園荒廢す。・・・」</p>
807	大同2年	平城	<p>3月、相模国愛甲郡の人物部国吉女、一びに三男を産む。稻三百束を賜う。</p> <p>7月、近江国蒲生郡の人秦刀自売、一びに二男一女を産む。稻三百束を賜う。</p> <p>10月、相模国の人太田部直守宅売、一びに一男二女を産む。稻三百束を賜う。</p> <p>11月、(伊予)親王母子薬を仰ぎて死す。</p> <p>12月、使を遣して京中の疫む者に賑給せしむ。</p>
808	大同3年	平城	<p>正月、使を遣して京中の疫病の百姓に賑給せしむ。</p> <p>正月、使を遣して医薬を将て、京中の病人を治せしむ。</p> <p>正月、勅すらく、「頃者疫癘方に熾んにして、死亡稍や多し。庶わくは、恵力を資とし茲の病苦を救わんことを。宜しく諸大寺及び畿内・七道諸国をして大般若経を奉読せしむべし。又京中の病民に米並びに塩・豉等を給え。」</p> <p>正月、右京の疫に遭う者に綿を給う。</p> <p>2月、勅すらく、「今聞く、『往還の百姓、路に在りて病患となり、或いは飢渴に因り、即ち死亡を致す』と。是れ所司格旨を存せず、村里看養に意無ければなり。又頃者疫癘ありて、死する者稍や多し。屍骸斂むる無く、路傍に露に委つ。甚だ酪を掩い齒を埋むるの義に乖く。宜しく諸国をして巡検して看養し、一に先格に依りて、有る所の骸を、皆悉く収斂せしむべし。」</p> <p>2月、大極殿に御して名神に祈禱す。天下の疫氣方に熾んなるが為なり。</p> <p>5月、衛門佐従五位下兼左大舎人助相摸介安倍朝臣真直・外従五位下侍医兼典薬助但馬権掾出雲連広貞等に詔して、大同類聚方を撰せしむ。</p> <p>5月、馬射を停む。天下の疫病を以てなり。</p> <p>5月、使を遣して左右京の病民を療治せしむ。</p>

表3

808	大同3年	平城	<p>5月、(詔)「・・・国司親ら郷邑を巡りて医薬營救し、兼ねて国分二寺をして大乘を転読せしむること一七箇日とせよ。左右京も亦、宜しく使を遣して普く振贍を加えしむべし。・・・」</p> <p>7月、勅すらく、「陸奥鎮守の官人は、遷代の期、未だ年限有らず。宜しく今より以後、一に国司に同じくすべし。其の医師は八考を以て限と為せ」</p> <p>12月、藤原朝臣緒嗣言さく、「・・・臣生年未だ幾ならざるに、眼精稍や暗し。復脚気を患いて、発動するに期無し。・・・」</p>
809	大同4年	平城	<p>2月、皇帝不予なり。</p> <p>閏2月、清行の僧二十人を内裏に屈して、読経せしむ。</p> <p>3月、宮殿を修するに縁りて、暫く弁官庁に御せんと欲す。而るに役夫一人弁官の南門より墜死す。仍りて停む。</p> <p>4月、天皇去んぬる春より寝膳安からず。遂に位を皇太弟に禪る。</p>
810	弘仁元年	嵯峨	<p>7月、使を川原・長岡両寺に遣して誦経せしむ。聖躬不予なればなり。</p> <p>7月、清行の禪師を延きて、上の病に侍せしむるなり。</p>
810	弘仁元年	嵯峨	<p>7月、右大弁従四位上藤原朝臣藤嗣を遣して伊勢大神宮に奉幣せしむ。聖体不予なるを以てなり。</p> <p>8月、石上神に奉幣す。上の病を禱るを以てなり。</p> <p>9月、藤原朝臣薬子自殺す。・・・衆悪の己に帰することを知り、遂に薬を仰ぎて死す。</p>
811	弘仁2年	嵯峨	<p>2月、山城国乙訓郡の薬園一町を施薬院に賜う。</p> <p>2月、藤原朝臣緒嗣言さく、「・・・臣比者悪瘡に沈滞して、療治するに驗無し。・・・」</p> <p>5月、勅すらく、「天下の諸国、昔疾疫に遭い、続ぐに旱災を以てす。百姓の彫弊、今にいたるまで未だ復せず。興言に此を念い、深く懐に疾む。宜しく鰥寡孤独及び貧窮・老疾の自存すること能わざる者を簡びて、早かに賑給を加えしむべし。・・・」</p>
812	弘仁3年	嵯峨	<p>正月、従五位下藤原朝臣福当麻呂を典薬頭と為す。</p> <p>4月、勅すらく、「・・・其の病者の寺に就きて疾を治し及び僧を請じて看病せしむ可きは、僧綱若しくは講師を経て、其の処分を聴け。・・・」</p> <p>8月、勅すらく、「摂津国に在る惲独田一百五十町、宜しく国司をして耕種せしむべし。獲る所の苗子は、毎年官に申して、処分せらるるを待ち、然る後に用いよ」と。惲独田は、故大僧正行基法師の、孤独を矜むが為に置く所なり。</p> <p>9月、藤原朝臣内麻呂に縁りて上表して、職を辞して曰わく、「・・・頃来渴病弥よ積りて、兼ねて眼精に暗し。両脚強く疼みて行歩に便を失う。・・・」</p>
813	弘仁4年	嵯峨	<p>6月、藤原朝臣園人奏して曰わく、「・・・平生の日、既に其の力を役し、病患の時、即ち路辺に出だす。人の看養する無く、遂に餓死に到らしむ。・・・」</p>

表4

814	弘仁5年	嵯峨	6月、神今食の祭を神祇官に行う。聖体不適に縁ればなり。 8月、(詔)「・・・高年の僧尼及び耆老・鰥寡惻独の自存すること能わざる者に施給すること、各等級有れ。・・・」 9月、老人の百歳已上に穀二斛、九十已上に一斛、八十已上に伍斗、鰥寡惻独の自存すること能わざる者に、老幼を量りて三斗已下、一斗已上を賜う。
815	弘仁6年	嵯峨	3月、制すらく、「蕃国の使は、入朝に期有り。客館の設は、常に須らく牢固にすべし。頃者疾病の民、此れに就きて寓宿し、喪に遭うの人、以て隠処と為す。舎垣を破壊して、庭路を汚穢す。宜しく彈正并びに京職をして検校せしむべし。」
816	弘仁7年	嵯峨	9月、聖体不予なり。 9月、9日の節停む。聖躬平かならざるを以てなり。
818	弘仁9年	嵯峨	9月、幣帛を伊勢大神宮に奉る。疫癘を除くを祈ればなり。
820	弘仁11年	嵯峨	4月、(詔)「・・・家に京坻の儲無く、戸に菜蔬の色有り。・・・」 12月、勅すらく、「針生五人を置き、新修本草経・明堂経・劉涓子鬼方各一部に、兼ねて少公・集験・千金・広洛方等の中治瘡方を読ましめ、特に月料を給い、其の業を成さしめん。」
821	弘仁12年	嵯峨	2月、勅すらく、「云々。宜しく百歳已上に穀四斛、九十已上に三斛、八十已上に二斛、七十已上に一斛を賜うべし。其の国司の次官已上郷邑を巡行し、親しく自ら稟給せよ。」 4月、常陸国筑波郡の人三村部黒刀自、一男二女を産む。稲三百束を賜う。 12月、畿内諸国に各博士・医師を置く。
822	弘仁13年	嵯峨	5月、伊勢守従四位下藤原朝臣藤成卒す。左大臣正二位魚名の第五男なり。口吃にして言語渋る。 7月、甲斐国疾疫あり。使を遣して賑給せしむ。
823	弘仁14年	嵯峨	2月、天下大いに疫あり。死亡するもの少なからず。西海道尤も甚し。
823	弘仁14年	淳和	4月、使を左右京に遣して病民に賑給せしむ。 4月、左右京・五畿内の鰥寡惻独の自存すること能わざるの人等に御物を給う。 5月、今年諸国疫氣流行し、百姓窮弊す。 5月、其の僧綱、及び京・畿内の諸寺の僧尼の智行に聞有るもの并びに年八十已上、宜しく量りて物を施すべし。但し外国の僧尼は、百歳已上に穀を賜うこと人毎に四斛、九十已上に三斛、八十已上に二斛。天下の侍を給する高年は、百歳已上に穀を賜うこと人毎に三斛、九十已上に二斛、八十已上に一斛。 7月、長門国の鑄銭、労他国に異る。連年早疫ありて、人民乏絶す。仍りて当年の庸を免す。 7月、参河・遠江両国、頻年早疫あり。並びに当年の庸を免す。 8月、近江国病人多し。詔して、且に穀二千斛を給わんとす。疾疫料に充つるを以てなり。

表5

824	天長元年	淳和	<p>3月、美濃国言上すらく、「百姓飢病す」と。詔して賑給せしむ。</p> <p>4月、丹波国の医師正七位下大村直諸繩に正税四百束を給い、病の料に充てしむ。</p> <p>4月、十五大寺並びに五畿内・七道諸国をして大般若経を奉読せしむ。疫旱を防がんとすればなり。</p> <p>5月、五畿内・七道諸国の諸神に奉幣す。疫気を謝すればなり。</p> <p>5月、是より先十余日、御薬を進るに依りて、紫宸殿に御せず。</p> <p>6月、安芸国言上すらく、「早疾相並び、夭亡数ば有り。」と。詔して賑給を加えしむ。</p>
825	天長2年	淳和	<p>2月、筑前国の人舎人臣福長女、児三人(男二、女一)を産む。正税四百束を給う。</p> <p>4月、(詔)「・・・鰥寡惻独、自存すること能わざる者に、量りて振贍を加えしめよ。其の臥病の徒、救養するに人無く、多く死亡を致す。凡そ国郡司は、民の父母為り。棄てて顧みざれば、豈に子育と称せん。宜しく一一門に到り、穀と薬とを給い、存済することを得しむべし。・・・」</p> <p>閏7月、彈正尹四品佐味親王薨す。桓武天皇の第九皇子なり。容儀閑雅にして、頗る女色を好む。天皇踐祚の日、朝堂に行立し、暴かに疾に倒れ臥し、呼声驢に似る。輿病して出だし、幾日も経ずして薨す。時に年三十三。</p> <p>閏7月、四大の疾は、薬針の治す所なり、一心の患は、深法の能く療すなり。聞道、『大雄の調御は、天中の天なり、仁王の尊経は、玄の又玄なり。之に帰し之を仰げば、神力能く救い、若し読み若し誦すれば、万沴忽ちに消ゆ』と。</p> <p>11月、施薬院使に、使・判官・主典・医師各一員を置く。</p>
826	天長3年	淳和	<p>8月、左右京の飢病及び水害を被る百姓等に賑給せしむ。</p> <p>9月、河内国洪河郡の荒廢・閑地二十町を典薬寮に充つ。</p> <p>12月、天下の老人の、百歳已上は穀三斛賜え。九十已上は二斛、八十已上は一斛。鰥寡惻独の自存すること能わざる者は、量りて賑恤を加えしめよ。孝子・順孫・義夫・節婦は、門閭に旌表して、身を終うるまで事勿からしめん。</p>
827	天長4年	淳和	<p>正月、朝賀を停む。御薬を候ずるが為なり。</p> <p>2月、伊勢の斎内親王本より病屢ば発りて、斎き奉るの事に堪えずと奏さるるに依りて、京都に還り参り上るべき事</p>
828	天長5年	淳和	<p>3月、聖躬和に乖き、頻りに御薬を羞む。</p> <p>閏3月、右兵衛督従四位下勲七等坂上大宿禰広野卒す。酒を飲むこと度を過ぎ、病発りて卒す。時に年四十二。</p>
828	天長5年	淳和	<p>7月、八十已上、及び鰥寡惻独、自存すること能わざる者には、節級して物を賜え。</p>
829	天長6年	淳和	<p>4月、勅して曰わく、「如聞、『諸国頃日、疫癘間ま発り、百姓夭死す』と。・・・」</p> <p>6月、因幡国高草郡の人曾禰連広刀自女、一男二女を産む。正税三百束を給い、乳母一人、三箇年の粮料に充つ。</p> <p>8月、二品酒人内親王薨す。・・・為性倨傲にして、情操修めず。天皇禁めず、其の欲する所に任す。淫行弥よ増し、自制する能わず。</p>

表6

829	天長 6 年	淳和	<p>11 月、佐渡国の入道若刀自売三男を産む。正税三百束を給い、乳母一人、三箇年の糧料とす。</p> <p>是歳、加以早烟頻りに現れ、疫癘始めて起る。伏して乞うらくは、五畿内に於て封戸・田園有るの寺に、一百の講座を立つるを命じ、仁王般若経を演説せしめんことを。</p>
830	天長 7 年	淳和	<p>4 月、太宰管内及び陸奥・出羽等の国、疫癘流行して、夭死するもの稍や多し。五畿内・七道諸国をして、精進の僧二十已上を簡び、各国分寺に於て三箇日、金剛般若経を転読せしむ。不祥を除かんとするを以てなり。</p> <p>5 月、百僧を大極殿に屈して、大般若経を転読せしむること一七日なり。地震及び疫癘の災を除かんとするが為なり。</p> <p>7 月、伊勢大神に奉幣す。聖体和わざればなり。</p> <p>12 月、明経博士に准じて、医経を講ずる博士の料を賜う。</p>
831	天長 8 年	淳和	<p>3 月、寺毎に一七箇日、般若経を奉読せしむ。疫癘を防がんとすればなり。</p> <p>4 月、越前国の人秦飯持女に正税稻三百束を賜う。三男を産めばなり。</p> <p>5 月、使を遣わして京中の飢病の百姓に賑給せしむ。</p>
832	天長 9 年	淳和	<p>5 月、勅すらく、「・・・今茲疫旱相起き、仍りて人物夭折す。・・・宜しく五畿内・七道諸国をして、一七箇日、経王を転読せしめ、禍を転じて福と為すべし。」</p> <p>5 月、左右京の病者に賑給せしむ。</p> <p>7 月、五畿内・七道諸国の名神に奉幣す。病気に謝して、風雨を防がんとすればなり。</p> <p>9 月、海部郡の人山口忌寸目刀自売に正税稻三百束を給わん。三男を産めばなり。</p>

## 考察

疾病を神々の仕業であると考えるところから、疾病を取り扱うことは、即ち神々に仕えることになるので、職として医療を担当する者は「滅私奉齋神に仕える真心」をもってしなければならない。この真心を以てしなければ、如何なる疾病も治るものではない。この考えが我が民族本来の医療の根本理念であると山崎は『江戸期前日本醫事法制の研究』の中で説いている<sup>3)</sup>。

また山崎は同著の中で平安時代の医学医術として8つの特徴を挙げている<sup>4)</sup>。これらを順に紹介していくと、その一は、医学の尊重、医術の奨励につき数々の詔勅のあったことである。

その二は、医術の優れた者に特に褒賞を賜って奨励されたことである。これについては、『日本後紀』天応元年(781)11月の記事「明経・記伝と陰陽・医家との諸の才能の士には糸各十絢を賜ふ。」、延暦24年(805)正月の記事「外従五位下吉水連神徳に従五位下を授く。正六位上出雲連広貞に外従五位下。御薬に供奉して、昼夜怠らざるを以てなり。」、延暦24年(805)4月の記事「侍医等に衣並びに絢・布を賜うこと差有り。」が挙げられる。

その三は、最初の勅命医書が編纂されたことである。大同3年(808)5月の記事「衛門佐従五位下兼左大舎人助相摸介安倍朝臣真直・外従五位下侍医兼典薬助但馬権掾出雲連広貞等に詔して、大同類聚方を撰せしむ。」にみられる。『大同類聚方』は我が国古来の医方を類聚した点に於いて、まさに当代唯一の書であった。しかしながらその原本は不幸にして亡失し、現在の流布本はいずれも後世の偽撰といわれている。

その四は、丹波康頼をはじめ、多数の名医大家が輩出して、『医心方』など多数の医書が著作されたことである。

その五は、医療を報酬の対象としていなかっ

たことである。奈良時代に制定された医療官営の制度は、平安時代にいたってよく運営されたので、朝廷に勤任する関白太政大臣を始め総ての官吏及び畿内の一般庶民は、典薬寮の官医の医療を受け、各国々では、その国に駐在する官医が医療を担当した。これらの官医は、国家より別に支給された薬剤を用いて医療をなし、その生活は総て国家より支給される棒録によって保証されていたので、病者を診察しても、これに対する報酬対価を受けることなく、病者もまた官医の診察を受けても、これに対し報酬を支払う必要もなかったもので、この制度下では医療は全く報酬の対象となっていなかったことは、鎌倉時代以後医療を受ければ、必ず報酬を支払うのが原則となったのと対比すれば、医療制度上実に注目すべき特色である。

その六は、いかなる富貴権門豪族といえども、自己専属のいわゆる「お抱医者」のなかったことである。医療官営制度がよく充実して、円滑に運営された結果として、一般庶民は勿論、関白太政大臣を始めいかなる貴族でも、総て官医の診療を受けることになっていたのみならず、貴族であるがゆえに一層官医の診療を受けるのに便宜があつて、間然するところがなかったので、自己や家人のために特に医家を雇傭して置く必要がなかった。

その七は、医家が著しく尊重されたことである。「医道の極官」である典薬頭でさえ、その位は従五位下であった。医官はいかに昇進しても、従五位下に止まるのであつて、天皇を日々診察する侍医でさえ半昇殿といわれ、小板敷に伺候して遠くから望診したのである。しかしながらこのころの貴族の日記や記録によれば、位の低い官医が関白太政大臣を始め高位高官と席を同じくして、膝を交えて歓談している有様が所々記載されている。階級制度の厳格なこの時代における一大奇現象であるが奇異とされなかった。医家がこのような待遇を受けたのは、

位は低い、その職は重いと見られたのが最大の理由であるが、またそのころの医家がよく医家倫理である医道をよく履踐して、世間から非難されることがなかったことも一因と考えられる。

その八は、社会医学の端緒を開いたことである。この時期になって社会一般を対象とする種々の医療施設が行われた。

このように山崎の『江戸期前日本醫事法制の研究』や服部の『平安時代医学史の研究』<sup>5)</sup>は平安時代医学史研究には欠かせない著作であるが、勅撰史書である『続日本紀』『日本後紀』などからの引用は、これらの著作では少ない。また史実が平安時代初期にあたる『日本後紀』を題材として、平安時代初期の医療福祉について検討した論文は殆ど見受けられない。今回、山崎、服部など偉大な先達の研究に敬意を払い、勅撰史書である『日本後紀』の医療福祉に関する記事を丹念に拾い上げた結果得た、平安時代初期の人々の疾病や医療福祉制度などに関する考えの特徴を以下順に紹介していく。

### 1) 病気の原因をどのように考えていたか

疫病（流行病）が神の祟り、荒ぶる神の仕業によって起こるという考えは、わが国上代からの思想であった。また人の靈魂が人に祟って疾病を起こすという考えも、古くから信じられていた。

これについて『日本後紀』から抽出すると、延暦11年(792)4月の記事「諸国をして崇道天皇の奉為に小倉を建て、正税四十束を納め、併せて国忌及び奉幣の列に預けしむ。怨靈に謝すればなり。」、延暦11年(792)6月の記事「皇太子久しく病む。之をトウに崇道天皇崇を為す。諸陵頭調使王等を淡路国に遣して其の靈に謝し奉らしむ。」、天長8年(831)12月の記事「(藤原百川の墓である)相樂山陵を掃い清めて、読経せしむ。祟りを為せばなり。」が挙げられる。

人の祟りを特に「物怪(もののけ)」と呼ぶようになったのは平安時代初期からで、『日本後紀』の記事から抽出すると、天長7年(830)閏12月の記事「僧五口を請じて、金剛般若経を奉読せしめ、兼ねて神祇官をして解除せしむ。物怪もののけに謝すればなり。」、天長8年(831)2月の記事「卜徒及び陰陽寮を内裏に召して、殿庭の版位の下を卜筮せしむ。物怪有るが故なり。」、天長8年(831)6月の記事「内裏に物怪有り。仍りて使を遣して柏原山陵に告げしむ。其の詞云々。又石作山陵に告げしむ。」、同年月「二十二口の僧を屈して、柏原・石作山陵に分頭して、読経せしむ。物怪を防がんとすればなり。」にみられる。

### 2) 疫疾・疾病に対する対応

疫疾、疾病に対する防止は朝賀停止、節会停止、大赦、改元、奉幣、読経、祈祷、造仏などがおこなわれた。そのいくつかを『日本後紀』から列挙すれば、延暦11年(792)6月の記事「畿内の名神に奉幣す。皇太子の病を以てなり。」、大同3年(808)2月の記事「大極殿に御して名神に祈禱す。天下の疫氣方に熾んなるが為なり。」、弘仁元年(810)7月の記事「攝右大弁從四位上藤原朝臣藤嗣を遣して伊勢大神宮に奉幣せしむ。聖体不予なるを以てなり。」、弘仁元年(810)8月の記事「石上神に奉幣す。上の病を禱るを以てなり。」、弘仁9年(818)9月の記事「幣帛を伊勢大神宮に奉る。疫癘を除くを折ればなり。」、天長元年(824)4月の記事「十五大寺並びに五畿内・七国諸国をして大般若経を奉読せしむ。疫早を防がんとすればなり。」、天長6年(829)の記事「是歳、加以早烟頻りに現れ、疫癘始めて起る。伏して乞うらくは、五畿内に於て封戸・田園有るの寺に、一百の講座を立つるを命じ、仁王般若経を演説せしめんことを。」、天長7年(830)4月の記事「太宰管内及び陸奥・出羽等の国、疫癘流行して、夭死する

もの稍や多し。五畿内・七道諸国をして、精進の僧二十已上を簡び、各国分寺に於て三箇日、金剛般若経を転読せしむ。不祥を除かんとするを以てなり。」、天長7年(830)5月の記事「百僧を大極殿に屈して、大般若経を転読せしむること一七日なり。地震及び疫癘の災を除かんとすべなり。」、天長8年(831)3月の記事「寺毎に一七箇日、般若経を奉せしむ。疫癘を防がんとすべなり。」、天長9年(832)7月の記事「五畿内・七道諸国の名神に奉幣す。病気に謝して、風雨を防がんとすべなり。」が挙げられる。

桓武天皇は疫疾の流行に際し、死亡者の多いのは一般民衆が救療しないからであり、爾後救護しないものは処罰する勅を下した。これが『日本後紀』延暦24年(805)7月の記事「[如聞、『疫癘の時、民庶相憚りて水火を通ぜず』と。心を救療に存らしむれば、何ぞ死亡すること有らん。父子至親すら、畏忌して近づくこと無し。隣里疏族、更に復何をか言わん。亡者の衆多なるは、事此に在り。宜しく所司に諭して、務めて匍匐を存すべし。若し遵改せざれば、随いて即ち科処せよ。」である。このように一般庶民に疫疾の救護を強要し、これに従わない者に処罰をもって臨んだのは、伝染病予防法規上類例のないことである<sup>6)</sup>。

疫疾や疾病に対する防止として、朝賀停止、節会停止、大赦、改元、奉幣、読経、祈祷、造仏などがおこなわれたと述べたが、直接に救療賑恤をしたのは奈良時代より少ない。嵯峨天皇は諸種の賑恤が重なり、官庫が欠乏したため、農作物の災害ないし疫疾の流行以外は賑恤を許さないことにした。これが『日本後紀』弘仁4年(813)5月の記事「[宜しく今より以後、田業の損害有る、及び疫疾等有るに非ざれば、輒く賑給を請うことを得ざるべし。」である。

疫疾の流行に際しての賑恤の記事を列举すれば、延暦15年(796)7月の記事「此来大宰府言さく、『肥後国阿蘇郡の山上に沼有り。其の名

を神霊池と曰う。水早年を経れども、未だ嘗て増減せず。而れども今故無くして涸れ、二十余丈を減ず』と。之を卜筮に考うれば、事早疫に主る。民の辜無くして其の殃を蒙ることを恐る。方に徳を修め恵を施し、妖を消し、民を拯わんと欲す。其の天下の鰥寡惻独にして自存すること能わざる者に量りて賑給を加えしめよ。」、大同2年(807)12月の記事「使を遣して京中の疫む者に賑給せしむ。」、大同3年(808)正月の記事「使を遣して京中の疫病の百姓に賑給せしむ。」、大同3年(808)正月の記事「使を遣して医薬を將て、京中の病人を治せしむ。」、大同3年(808)正月の記事「頃者疫癘方に熾んにして、死亡稍や多し。庶わくは、恵力を資とし、茲の病苦を救わんことを。宜しく諸大寺及び畿内・七道諸国をして大般若経を奉読せしむべし。又京中の病民に米並びに塩・豉等を給え。」、大同3年(808)正月の記事「右京の疫に遭う者に綿を給う。」、大同3年(808)5月の記事「使を遣して左右京の病民を療治せしむ。」、大同3年(808)5月の記事「仍りて国司親ら郷邑を巡りて医薬營救し、兼ねて国分二寺をして大乘を転読せしむること一七箇日とせよ。」、弘仁2年(811)5月の記事「天下の諸国、昔疾疫に遭い、続くに旱災を以てす。姓の彫弊、今にいたるまで未だ復せず。興言に此を念い、深く懐に疾む。宜しく鰥寡孤独及び貧窮・老疾の自存すること能わざる者を簡びて、早かに賑給を加えしむべし。」、弘仁14年(823)7月の記事「長門国の鑄銭、労他国に異る。連年早疫ありて、人民乏絶す。仍りて当年の庸を免す。」、弘仁14年(823)7月の記事「参河・遠江両国、頻年早疫あり。並びに当年の庸を免す。」、弘仁14年(823)8月の記事「近江国病人多し。詔して、且に穀二千斛を給わんとす。疾疫料に充つるを以てなり。」、天長元年(824)6月の記事「安芸国言上すらく、「早疾相並び、夭亡数ば有り」と。詔して賑給を加えしむ。」、天長元年(824)8月の記事「左右京

の飢病及び水害を被る百姓等に賑給せしむ。」、天長8年(831)5月の記事「使を遣わして京中の飢病の百姓に賑給せしむ。」、天長9年(832)5月の記事「左右京の病者に賑給せしむ。」が挙げられる。

### 3) 自殺記事

『日本後紀』では自殺記事が3記事、4事例みられる。延暦12年(793)8月の記事「衛門府の門部壬生年、西門に登りて自ら絞死す。時人其の故を知らず。」、大同2年(807)11月の記事「(伊予)親王母子薬を仰ぎて死す。」弘仁元年(810)9月の記事「藤原朝臣薬子自殺す。遂に薬を仰ぎて死す。」である。

「自殺」ということばの初出について、山名は今から約500年前の『圓光大師行状翼賛』の中に初めてみられているとしているが<sup>7)</sup>、今回の調査では、弘仁元年(810)9月の記事「藤原朝臣薬子自殺す。遂に薬を仰ぎて死す。」が初見ではないかと思われる。

4事例中、性別は男性2例、女性2例であった。4事例の自殺の理由については、「勝を得ざるを知り」3例、不明1例であった。4事例の自殺方法については、「服毒」3例、「自経」1例で、『日本書紀』や『続日本紀』にはみられなかった自殺方法として「服毒」が『日本後紀』では3例みられた。

服毒自殺の初見は、大同2年(807)伊予親王の変で、毒を仰いで自殺した伊予親王とその母藤原吉子である。伊予親王は平城天皇の異母弟で、平城天皇の異母弟でその東宮になった賀美能親王(嵯峨天皇)に次ぐ地位であった。藤原吉子は桓武天皇の夫人であった。桓武天皇の寵愛は藤原帯子を妃とする皇太子安殿親王(平城天皇)よりもむしろ藤原吉子と伊予親王に注がれていた。このように伊予親王の変は、桓武天皇在世時からの平城天皇と伊予親王の対立が表面化したものであるが、東山道観察使の安倍兄

雄が、無実の親王を廃することの非を諫言したのに対して、激怒し平城天皇がついにそれを聞き入れなかったというように、天皇の激越的な性格が事件を悲惨なものにしたといえる。この時代は女性が政争に積極的に関わる、あるいは女性が謀反の首謀となりうると思われた時代ゆえに、藤原吉子が伊予親王と同様に処刑された。次にみられるのは弘仁元年(810)の「薬子の乱」で服毒自殺した藤原薬子である。藤原薬子は藤原種継の女で藤原仲成の妹である。薬子は長女が皇太子安殿親王(平城天皇)の妃となると、自らも親王に近付き寵愛されて東宮宣旨となったが、桓武天皇に放逐された。しかし平城が即位すると再び召され、兄仲成とともに勝手な振る舞いをするようになった。大同4年(809)4月に平城が退位して居を平城宮に遷すと、薬子もそれに従い平城太上天皇の近側に侍し、威権をほしいままにし、朝廷が二所あるような状態になった。太上天皇が平城京への遷都を決定するに及び、太上天皇・薬子側と嵯峨天皇側とが決定的に対立するに至り、弘仁元年(810)9月、嵯峨天皇は薬子の官位を剥奪し、宮中から追放処分とした。これに怒った太上天皇は兵を発して東国に向かったが、嵯峨方に阻止され、仲成は宮中で射殺、平城宮へ戻った太上天皇は剃髪入道し、薬子は毒を飲んで死んだ。このことについて江馬は「この毒薬は何であつたか、文献不備で分らないが、従来は殆ど自殺に薬品を用ふることのなかつたことからいつても、この事は破天荒のことに属するのであると共に、自己の罪惡を認め、之を謝するために自殺の道を選んだので、理由の第一種である」と述べ<sup>8)</sup>、毒薬の種類について関心を持っているが、『日本後紀』を始め当時の文献には毒物についての記載がない。

伊予親王にしても藤原薬子にしても、服毒自殺は毒薬を身近に持っていたからこそ可能ならしめたのである。このように毒薬が奈良時代か

ら平安時代初期に支配層の間で流布していたことは、賊盗律15（蠱毒を造畜した場合の罰則）や賊盗律16（毒薬・毒物の使用および取扱いについての罰則）を規定していることから窺える。また毒薬に対する政府の厳しい姿勢は、延暦24年(805)3月の詔（「但し悪逆、造畜蠱毒、殺人の赦に会い猶流にして移郷とす合きの色、及び盗を犯せる者は、赦の限りに在らず」）にみられるように大赦の対象から造畜蠱毒を除いていることから想像できる。また平安時代になると毒物の知識が一般にも広まっていたことは、『日本後紀』延暦24年(805)11月の記事、「伊豆国掾正六位上山田宿禰豊浜、使を奉りて京に入る。伊勢国の榎撫・朝明二駅の間に至りて、村に就きて湯を求む。人有りて之を与う。更に復酒を煖めて相飲む。其の後嘔吐し、伊賀国の堺に至りて、豊浜の従者死す。豊浜情に毒酒と知り、勤めて療治を加うるも、京に至りて遂に死す。使左兵衛少志従六位下紀朝臣浜公を遣して之を勘せしむるも、得ること無し。」をみても明らかである。

それでは毒物とはどのようなものがあったのか。「律」の註釈書である『唐律疏議』には「毒薬とは、鳩毒、冶葛、烏頭、附子など人を殺せるものをいう」とある。鳩毒とは、中国にいたという毒鳥「鳩鳥」の羽毛や皮膚を浸した酒を「鳩酒」といい、これを飲ませることで人を殺すという。鳩毒については、『続日本紀』天平神護元年(763)正月の勅（「朕、眇身を以て、忝くも宝祚を承く。徳化を聞くこと無く、屢紆回を見る。また疫癘荐に臻りて、頻年稔らず。物を傷り所を失ふこと、深墜に納るが如し。その賊臣仲麻呂は外戚の近臣にして、先朝に用ゐらる。委ね寄することを取り勘めて、更に猜疑せず。何ぞ期せむ、禍逆の意を苞蔵して、鳩毒、天下に潜行し、人神の心を犯し怒らしめて、怨気、上玄を感動せしむとは。』）にもでてくる。冶葛は、聖武天皇の七七忌に際して光明皇太后

によって東大寺に献納された薬物の一覧である『種々薬帳』にも記載されている。冶葛は全草にアルカロイド系の猛毒物質を含む呼吸不全を起こすため、内服は厳禁である。外用として疥癬をはじめとする皮膚疾患の治療薬として、平城宮でも用いられた可能性があるという。また烏頭ないし附子はトリカブトであるという。

長屋王の変は政府の正史である『続日本紀』天平元年(729)2月の記事では、「王をして自ら尽なしむ。その室二品吉備内親王、男従四位下膳夫王、無位桑田王・葛木王・鉤取王ら同じく亦自ら経る。」とある。獄令7に五位以上および皇親が死刑に当る罪を犯し、それが悪逆以上でない場合は、家で自尽することがゆるされるとの規定がある。長屋王にかけられた嫌疑は八虐第一の謀叛であるから、その規定によれば自家での自尽はできないことになるが、特にゆるされたものと考えられる。このように『続日本紀』の記事では、「(長屋王の4人の家族は)長屋王と同じく自ら首をくくって死んだ。」とあるように、自尽(自殺)の手段は自経(溢死)である。しかし『日本霊異記』中巻1話では、「親王(長屋王)自ら念へらく、「罪無くして囚執はる。此れ決定して死ぬるならむ。他の為に刑ち殺されむよりは、自ら死なむには如かじ。」とおもへり。即ち、其の子孫に毒薬を服せしめ、絞死し畢りて後に、親王、薬を服して自害したまふ。」とあり、長屋王は刑殺されるよりは自殺したほうがよいと考えて、子・孫に毒薬をのませたうえで絞殺し、その後服毒自殺をしたと記載している。『日本霊異記』の話が正しいとすれば、服毒自殺の初見は大同2年(807)伊予親王の変で自殺した伊予親王ではなく長屋王である。そうだとすれば用いた毒薬は何であったのだろうか。烏越は、「正倉院に納められていた冶葛は皮膚病薬を装っているものの、政争の激しかった奈良朝の時代、政敵を抹殺するために暗殺、毒殺、あるいは自殺を強要するた

めのものとして治葛が使われた」と考えている<sup>9)</sup>。

#### 4) 多産記事

六国史において、一時に3人以上の子を産んだ多産者に関する記事は、『日本書紀』1條、『続日本紀』18條(ただしうち1條は2人ずつ3回の多産)、『日本後紀』10條である<sup>10)</sup>。列挙すれば、延暦20年(801)6月の記事「参河国碧海郡の人漢人部千倉売、一びに三子を産む。稲三百束を賜う。」、大同2年(807)3月の記事「相摸国愛甲郡の人物部国吉女、一たびに三男産む。稲三百束を賜う。」、大同2年7月(807)の記事「近江国蒲生郡の人秦刀自売、一たびに二男一女を産む。稲三百束を賜う。」、大同2年(807)10月の記事「相摸国の人太田部直守宅売、一たびに一男二女を産む。稲三百束を賜う。」、弘仁12年(821)4月の記事「常陸国筑波郡の人三村部黒刀自、一男二女を産む。稲三百束を賜う。」、天長2年(825)3月の記事「筑前国の人舎人臣福長女、児三人(男二、女一)を産む。正税四百束を給う。」、天長6年(829)6月の記事「因幡国高草郡の人曾禰連広刀自女、一男二女を産む。正税三百束を給い、乳母一人、三箇年の粮料に充つ。」、天長6年(829)11月の記事「佐渡国の人丈部若刀自売三男を産む。正税三百束を給い、乳母一人、三箇年の粮料とす。」、天長8年(831)4月の記事「越前国の人秦飯持女に正税稲三百束を賜う。三男を産めばなり。」、天長9年(832)9月の記事「尾張国言上すらく、「海部郡の人山口忌寸目刀自売に正税稲三百束を給わん。三男を産めばなり」と。」である。

『続日本紀』にみえる18條の記事でまず注意されるのは、多産者の関係する土地の分布である。京・大倭・河内・山背・摂津の畿内と、美濃・常陸・遠江・参河・下総の東海、東山両道都が主で、それ以外では土佐と丹後があるにすぎない。多産という生理的現象に地域的な差が

あったとは考えられないから、記録上の地域的偏向は、当時の政府の持っていた政治的配慮から生じたものと解すべきである。即ち政府のある帝都およびこれに近接する畿内地方と、朝廷の勢力の基盤のなした東国とを重視する大化以前の風潮が奈良時代にも引き続き存していて、この地方の人口増加を奨励するために、多産に対する褒賞を特にこの地方に行ったと考えられる<sup>11)</sup>。

『日本後紀』に見られる多産記事では、桓武天皇から嵯峨天皇までの三代は東国に限られているのに対し、淳和天皇の代には西海、山陰、北陸、東海の諸道に及んでいる。奈良朝における東国重視の傾向は平安初頭の三代に引き継がれたが、それ以後には解消してしまったと考えられる。

また一たびに三女を産んで褒賞されている記事は、『続日本紀』には3條見えるが、『日本後紀』では女だけを産んで賞された例は10條中1例もない。女性に対する政府の態度の変化を示すものとして注意される。

我が国で双胎に関する最も古い記録は日本書紀卷一の神代紀に記された、イザナギとイザナミとが夫婦になって、日本の国土を生むに当たって、隠岐島と佐渡島とを双生した記録である。次に有名なのは日本書紀卷七景行天皇紀に載っている、「后、二男を生みたまふ。第一を大碓皇子と曰し、第二を小碓尊と曰す。其の大碓皇子・小碓尊は、一日に同じ胞にして双の生れます。天皇、異しびたまひて、則ち碓に誥びたまふ。故、因りて其の二王に号けて大碓・小碓と曰す。是の小碓尊、亦の名は日本童男、亦は日本武尊と曰す。」の記事である。これは景行天皇の皇子である大碓皇子と小碓尊とが双生であったという記事であり、小碓尊は後に日本武尊と称された方であって、日本人の双胎に就いて最初の記録である。二人の皇子を碓に例えられたのは興味深く、当時の碓は二つの重い石

を重ねて、穀物を磨ったのである。このように『日本書紀』では日本武尊という英雄が双胎であったことを隠さずに記事を掲載していることから、『日本書紀』の編纂された飛鳥時代から奈良時代初期は、双胎を忌避していなかったとも考えられる。

『続日本紀』や『日本後紀』では双胎の記事は無く、これらの史書が編纂された平安時代初期（それぞれ797年と840年）は双胎を忌避していたかは不明である。しかし3人以上の子を産んだ多産者の記事は多く、これらに褒賞を与えていることから3人以上の多産は歓迎されていたことは事実である。

以下、双胎を含む多産に関する民俗学的記述を紹介する。3人以上の多産が歓迎されていたのはわが国独自の事ではなく、中国においても違いは少々あるものの存在する。中国の多胎児観についての詳細な検討は永尾によってなされている<sup>12)</sup>。これによると、中国では男子だけの多胎児を家運隆盛の瑞祥と喜び、「兄弟胞」と呼んできた。三つ児の男子の場合は、劉備、関羽、張飛の転生だといって喜んだという。一方、女子だけの多胎児は「姉妹胎」と呼ばれ、家の衰微運であると考えられ、特に揚子江沿岸では、その附近に女兒ばかりの三つ児が生まれると、水災の予兆として忌むべきものとされてきた。さらに、男女両性の双生児の出生は最悪の現象とされ、これを「夫婦胎」と呼んで忌んだ。このように中国における多胎児出産には、男子か女子か、性別が強く意識されており、男子のみを喜ぶ風潮が強い。日本においては、多胎児出生を偉人の転生という伝承はない。

中国では女子だけの多胎児は「姉妹胎」と呼ばれ忌むべきとされていたが、我が国では事情が異なり、『続日本紀』には一たびに三女を産んで褒賞されている記事が3事例掲載されている。奈良時代以降も女子だけの三つ児を忌避しなかったようで、その証拠の一つが「あづまわ

らは」である。三つ児は古来天子の御守であると云われて、特に三つ児の女は「あづまわらは」と呼ばれて、天皇の行幸のときには乗馬にて供奉した。その職名は紀朝臣季明と称した。『公事根源』には、「あづまわらはと云は内侍司の被官にある物にて行幸の時姫松とておかしき馬に乗て供奉するこれか事也是は三子をもちあらるゝにや三子は天子のまほりにて有よし由緒も侍る故とかや年毎に申文をいたして必五位の位を給也是はむかしよりおなし名字を相傳して紀朝臣季明となのるいとふしきなる事にこそ」とあり、正月の女叙位には五位に叙せられたのである。また『菅原伝授手習鏡』の佐太村の段、白太夫のせりふには、「三ッ子の爺親一チ代は作り取りの田地三反。日本計りじやないげな。唐迄もそふじやてゝ。男の子のなりや御所の牛飼。女良なれば東童とやら是も御所で仕はるゝ。法式は忝い物。」とある。このように竹田出雲が1746年につくった『菅原伝授手習鑑』のなかで、「東童（あづまわらは）」について好意的に記述していることから、江戸時代中期においても、三つ児は喜ばしいことと考えられていたと思われる。

我が国においては、三つ児は喜ばしいが、いつから双胎は畜生胎または狗胎と称して忌み嫌われたのか、忌み嫌われた民俗学的背景についての検討論文は少ない。世界の未開民族の間に伝承される双生児の習俗を通して、双生児の出生をどう考え、どのような呪術宗教的な行動をとっているかを問題にした宗教社会学者である古野清人でさえ、その著書の中で日本の双生児の習俗については、「日本の民間信仰でも双生児の出生をきわめて歓迎する風習は見聞しない。多産な動物になぞらえて畜生の子と卑めるところもある」と一ヶ所のみしか触れておらず<sup>13)</sup>、十分な検討がなされていない。梶によると、平安時代の終期から鎌倉時代に至って急に多産の記録がみられなくなることに、

「多産の調査は、当時交通の不便、調査採実の不備な時代の記録としては注目すべき統計である。しかしながら平安の終期鎌倉時代に至って急にその記録が絶えて僅少の例を見るに過ぎなくなったことは、時代の変遷に連れこの頒賜の制度を廃止したか、或いは武門政治の台頭擡によって従来の平静安逸な生活から漸く兵馬倥傯の時代に移ったため調査ができなくなったためと考えられる。」と述べている<sup>14)</sup>。江戸時代に入ると双生児出産を「畜生腹」と呼んだり、生まれた双生児の一方を間引いたりして忌避していたことは多くの研究者が認めるところであるが、多産に関する記録の見られなくなった平安時代終期から江戸時代までの日本人の双生児観、多産児観は相変わらず不明である（多産記事の記録が見られなくなったところに日本人の多産に対する考えが変化したのではないかとも思える）。これについては新しい資料の発掘を待ち、後日の検討課題である。

一方、双生児を忌避し三つ児を歓迎する理由を分析した鎌田の論文は斬新である<sup>15)</sup>。鎌田は「双胎も含めて多産児の問題は、俗信の中では、もっとも多く伝承されているものであるが、この習俗について、民俗学の分野から、考察したものはない」といい、双生児、四つ児を忌み、三つ児を丁寧扱いすることについて次のような考察をしている。双生児は2という数であり、三つ児は3という数である。更に四つ児は4であり、これは2の倍数である。単に多胎児を忌むものとするならば、三つ児出生もその一つであり、双生児よりは更に数をますという点から考えて、より一層異常性を強調しなければならぬものである。しかしながら三つ児には『続日本紀』の褒賞記事や「あづまわらは」の公事、更には下って江戸時代にもおいても出生にあたり公儀より庇護を受けているのは、数による思想と深い関わりがあると考えられる。数による思想とは偶数と奇数の観念である。一子と三子と

はいずれも奇数という点で一致し、割り切れぬ数として、無限に永続するという思想である。それに対し、双生児、四つ児はいずれも偶数であり、割り切れる、即ち零になり、無という考え方である。鎌田は偶数を異常とする日本人の習俗ゆえに、双生児、四つ児を忌んできたと主張するのである。偶数を異常なものと捉える習俗は、東北地方の厄年の年の数え方に、二歳四歳六歳を厄年とする習俗があり、これは明らかに七・五・三に対するもので偶数を忌むべき数としているのである。

##### 5) 仏教は医療福祉にどのように関わったか

疾病の治癒を図り或は病苦の消滅を願って加持祈禱を行うことは、古く釈迦時代からの行事ではあるが、平安時代において、かかる加持祈禱が隆昌を極めたといえる。しかし印度においても加持祈禱は、無批判にあらゆる疾病に対して常に行われたのではなく、疾病に対しては、まず医師の治療を請うことが第一とされ、加持祈禱がこれに次ぐものであったことは、諸種の経典に示されている。

平安時代における如く疾病といえば、まず加持祈禱を行った時代は他に類例がなく、病気の原因が死霊・生霊・怨霊・狐狸・鬼・木精・天狗などに求められ、正しい医学の発達が仏教・陰陽道の思想によってゆがめられた時代も他に見ないところである<sup>16)</sup>。

このように平安時代の仏教は虚弱・神経質な貴族をますます不安に陥れ、加持祈禱の隆昌は医療の普及を妨げた欠点はあったけれども、その反面当時の仏教が一般庶民に益した利点もまた数多存在する。その一は、僧医及び看病僧であり、その二は寺院の医療設備の普及発達である<sup>17)</sup>。

我が国において奈良時代の著名な僧侶は何れも看病僧として名を挙げた。奈良時代、僧侶は加持祈禱と仏教経典より得られる医学的知識を

用い、病者の治療に当たったことは明らかであり、殊に当時大陸文化の輸入普及者として、社会文化の先端にあった僧侶が上流社会に於いて高く評価されていたことは容易に推察できる。彼らはずいには宮中に入り、看病僧として、天皇をはじめ皇族の看護に奉仕していく。看病僧についての記事を『続日本紀』から抄出してみる<sup>18)</sup>。

天平勝宝8歳(756)5月の勅「禪師法栄は、立性清潔、持戒第一にして、甚だ能く看病す。此れに由りて、辺地に請して医薬に侍らしむ。太上天皇、験を得たまふこと多数にして、信重人に過ぎ、他の医を用ゐたまはず。」にあるように、法栄は聖武天皇の信任が厚かった。「看病」という語の初出はこの記事を以てする。

天平勝宝8歳(756)5月の勅「先帝陛下の奉為に屈請せる看病の禪師一百廿六人は、当戸の課役を免すべし。但し、良弁・慈訓・安寛の三の法師は、並に父・母の両戸に及ぼせ。然してその限りは僧の身終るまで。また和上鑿真、小僧都良弁、花嚴講師慈訓、大唐の僧法進、法華寺鎮慶俊、或は学業優富、或は戒律清浄にして、聖代の鎮護に堪え、玄徒の領袖と為り。加以、良弁・慈訓の二の大徳は、先帝不豫の日に当り、自ら心力を尽して昼夜に労働しき。これが徳に報いむと欲ふ、朕が懐極り罔し。和上・小僧都に大僧都を拜せしめ、花嚴講師に小僧都を拜せしめ、法進・慶俊を並に律師に任すべし。」にあるように、看病禪師には課役が免ぜられていた。

宝亀3年(772)3月の記事「禪師秀南・広達・延秀・延恵・首勇・清浄・法義・尊敬・永興・光信、或は持戒の称むるに足り、或は看病に声を著す。詔して、供養を充て、並にその身を終へしめたまふ。当時、称して十禪師とす。その後、闕ること有らば清行の者を択ひて補す。」にあるように、十人の清僧が終身供養のもとで採用され、その後、この看病十禪師のうちで欠

けることがあれば補すとされた。

看病僧が行った看病とは、陀羅尼と諸經典の読誦であったが、それ以上に彼らに期待されたのは山林修行で得られた呪験力であり、律令で禁ずる小道・巫術とは何ら内容に於いては大差がなかったという。看病僧の行った看病・治病術が呪験力であり、医師の行う治病術とは異なるものであったことは、『続日本紀』天平勝宝8歳(756)4月「医師・禪師・官人、各一人を左右京・四畿内に遣して、疹疾の徒を救療せしむ。」で、疹疾の治療にあたって、僧と医とを派遣しそれぞれの方法で治病させていることによっても明らかである。

看病僧と並び、僧医と呼ばれた人々がいた。僧医とは、医薬知識を豊富に有して、しかもそれを用いて実際に治療を行い得る僧尼であって、奈良時代、僧医として名声を博したものに、法蔵、法連、鑑真が挙げられる。鑑真は我が国における戒律最初の弘通者であったが、一方また医術に詳しく名医をもって仰がれた。『続日本紀』、天平宝字7年(763)5月の記事は鑑真の物化(死亡)を扱い、「大和上鑿真物化す。和上諳に誦して多く雌黄を下す。また、諸の薬物を以て真偽を名かしむ。和上一一鼻を以て別つ。一つも錯失ること無し。聖武皇帝、これを師として戒を受けたまふ。皇太后の不忿に及びて、進れる医薬、験有り。」とある。

しかしながら平安時代初期には、新興仏教僧侶は都市を離れた山嶽に修行したため、宮廷・貴族との接触に乏しく、看病僧として名声を博した者は少ない。『日本後紀』において看病僧の行為について触れているのは、延暦24年(805)3月の記事「殿上に於て灌頂法を行う。」、弘仁元年(810)7月の記事「清行の禪師を延きて、上の病に侍せしむるなり。」の2件のみである。

仏教思想に基づく諸種の社会事業は奈良時代から行われており、その一つが行基の「布施屋」であった。ここで行基の布施屋について述べる。

布施屋とは律令国家の時代に調庸物を都に運んだり、あるいは衛士や防人など任地に赴く人々に対して、宿泊や食事を提供した施設とされている。しかしながら正史の『続日本紀』以下のものには布施屋の史料はあまりでてこない。調庸物を都に運んだ人たちが帰り道に悲惨な状況に陥って死んでしまうというような史料、国家は国司に対してそういう人々を救済するように繰り返し命じている史料は、『続日本紀』和銅5年(712)正月の記事「諸国の役民、郷に還らむ日、食糧絶え乏しくして、多く道路に飢ゑて、溝壑に転び填ること、その類少なからず。国司ら勤めて撫養を加へ、量りて賑恤すべし。如し死ぬる者有らば、且く埋葬を加へ、その姓名を録して本属に報げよ。」、『続日本紀』和銅5年(712)10月の記事「諸国の役夫と運脚の者と、郷に還る日、糧食乏少にして、達ること無し。郡稲を割きて別に便の地に貯へ、役夫の到るに随ひて任に交易せしむべし。また、行旅の人をして必ず錢を齎ちて資とし、因て重担の労を息め、亦錢を用ふる便を知らしめよ。」、『続日本紀』和銅6年(713)3月の記事「諸国の地、江山遐かに阻りて、負担の輩、久しく行役に苦しむ。資糧を具備へむとせば、納貢の恒数を闕き、重負を減損さむとせば、路に飢うることの少なからぬことを恐る。各一囊の錢を持ち、当炉の給と作し、永く労費を省き、往還便を得しむべし。」である。

調庸物を都に運んだ人たちが帰り道に悲惨な状況に陥って死んでしまうので、国家は国司に対してそういう人々を救済するように繰り返し命じているが、律令国家が具体的に布施屋を設けたという史料はない。むしろ行基のような僧侶によって布施屋が設けられたということが『行基年譜』という史料にみられる。『行基年譜』は安元元年(1175)9月に泉高父宿禰の編で、行基の歿年(天平21年、749)より420余年後に成立した書物であるから、その記載内容に

厳密な史料批判を加える必要があるといわれてきた。この中行基は畿内に僧尼院49院、布施屋9ヶ所を造ったという記録がある。天平勝宝元年(749)2月に刻まれた「毘陽寺鐘銘」には行基の社会事業が記されているが、「建立僧尼院四十九所」「布施屋九所」とあり、『行基年譜』の数と一致するので、布施屋の史料として『行基年譜』は信用のおける史料といえる<sup>19)</sup>。行基は建立した49院とともに、橋を架けたり、道路を造ったり、そして布施屋を造った訳であるが、ここで注意すべきことは、行基が造った布施屋は貢納や兵役に赴く百姓(ひやくせい)、公民を対象としているのではなく、行基に従って寺や橋を造った人々に宿泊の場所を提供したり、あるいは食事を供するものであったということである<sup>20)</sup>。

『行基年譜』にいう行基が建てた崑陽施院(49院の一つ)や『日本後紀』弘仁3年(812)8月の記事「惲独田は、故大僧正行基法師の、孤独を矜むが為に置く所なり。」にみられる「惲独田」も、この崑陽(撰津国川辺郡)にあったことは有名で、この地帯は行基の宗教活動や社会事業の展開した場所であった。

布施屋は平安時代初期にもおかれ、天長10年(833)、武蔵国多摩郡と入間郡の境に設けられた「悲田処」が有名である。設置の経緯は『続日本後紀』天長10年(833)5月の記事にあり、当初は国府によるものであったが、後に朝廷が運営費の元手となる稲を国庫から出したので実質的には国営化されたと考えられている。

また寺院においても諸種の設備を備えたが、浴室が設けられ、僧侶の他一般庶民の入浴を許していた。温浴は古代印度では重要な医療の一とされ、仏教経典には種々その功德が述べられている。多度神宮寺では延暦年間に浴室を作り、大衆の用に供していたと考えられる。三重県桑名郡多度町多度に所在する多度神社は、天津彦根命と天目一箇命を祭神とする古代に起源をも

つ古社である。多度神社が所有している「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳」は古代の寺院縁起・資財帳で、8世紀の神仏習合の様相を記す貴重な文字史料であり、同時に古代の地方仏教の姿を伝える好個の史料である。「多度神宮寺伽藍縁起并私財帳」の年紀は「延暦廿年」と記されているが、この「廿」は上から別筆で重ね書きしたもので、おそらくは「七」であったらしいので、多くの研究者はこの文書の年紀を延暦7年(788)と考えている<sup>21)</sup>。「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳」の大衆の項では、湯屋の内部施設の内容と釜などの備品の記載がある。湯屋の釜は「湯鉄」という大形のものがひとつ(30斤:288kg)と、「鉄釜」という小形のものが二口(どちらも2斗(14.4リットル)記載されている。

最後に、疾病および貧乏の徒を救養する国家が設けた施薬院について触れる。『扶桑略記』によると、養老7年(723)に山階寺(興福寺)に施薬悲田院が建てられ、続いて天平宝字元年(757)には、疾病および貧乏の徒を救養するために越前国壘田百町の施入をみている(『続日本紀』天平宝字元年(756)12月の記事「普く疾病と貧乏との徒を救ひ養はむが為に、越前国の壘田一百町を永く山階寺の施薬院に施す。』)。確実な史料に基づく施薬院、悲田院設置の初見はこれをもってする。

その後、天平元年(729)に藤原光明子が皇后になるや、新たに皇后宮職が置かれ、天平2年(730)4月、ここに施薬院を設けた。財源は皇后宮職に属する職封と藤原不比等の封戸をあてた(『続日本紀』天平2年(730)4月の記事「始めて皇后宮職に施薬院を置く。諸国をして職封并せて大臣家の封戸の庸の物を価に充て、草薬を買ひ取りて毎年に進らしむ。』)。『続日本紀』天平2年(730)4月の記事では悲田院については触れられていないが、『続日本紀』天平宝字4年(759)6月光明皇太后崩伝の記事「天平応真仁正皇太后崩りましぬ。・・・東大寺と天下

の国分寺とを創建するは、本、太后の勤めし所なり。また、非田・施薬の両院を設けて、天下の飢え病める徒を療し養す。」をみると、施薬院に併記して悲田院のことが触れられているところから、施薬院設置とほぼ同じ頃、悲田院も同じく皇后宮職に置かれたものと推測される。また正倉院文書に施薬院が、東大寺正倉に収蔵する人參・桂心などの薬物の出庫を申請した文書が残されている。しかしながら天平宝字4年(759)光明皇太后崩御、天平宝字8年(763)の藤原仲麻呂の死によって施薬院の経済力はなくなり機能を停止したと考えられる<sup>22)</sup>。

平安時代初期における施薬院に関する『日本後紀』の記事として、弘仁2年(811)2月の記事「山城国乙訓郡の薬園一町を施薬院に賜う」が最初にみられる。天長2年(825)11月には皇后宮職の管轄にあった施薬院を令外官として独立せしめ、その長に施薬院使、その下に判官・主典・医師を置いた(『日本後紀』天長2年(825)11月の記事「施薬院使に、使・判官・主典・医師各一員を置く。』)。

## 6) 穢れと路上死

### ①病を穢れとする病理観

疾病を神々の仕業であると考えるところから、疾病を取り扱うことは、即ち神々に仕えることになるので、職として医療を担当する者は「滅私奉齋神に仕える真心」をもってしなければならない。この真心を以てしなければ、如何なる疾病も治るものではない。この考えが我が民族本来の医療の根本理念であることは前述した。疾病を神々の仕業であるという病理観からして、病を穢れとする思想は往古よりあった。これをよいことに看病を怠るものもあり、病者を遺棄する者もあった。病人を路頭に遺棄する者を取り締まる必要がでてきた。以下これらについて検討するが、疾病の中には、伝染病もあったであろうが、看病を穢れとしたところからして、

どうしても看護しなければならない近親者のほかは、自ら近づかないことになるので、その結果として、無意識的ではあったが、現今伝染病予防処置として励行されている伝染病患者の隔離と交通遮断が行われ、伝染病の予防となったことは全く予期せざる好果であった<sup>23)</sup>。

### ②穢れの定義とその性質

穢りが定式的に規定された早い段階の史料である「延喜式」の臨時祭の条によると、それに触れたことによって忌まなければならない「穢悪事」として、人の死・産、六畜（馬・羊・牛・犬・豚・鶏）の死・産、喫食（肉食）が挙げられている。人間の死穢とは、死体や不完全な死体に触れたり、改葬や墓の発掘に携わったために生じる穢である。

穢りは、その発生源を離れて他の場所・人に移るものとされた。穢りの伝染についてであるが、人間が穢れた場所に立ち入ったり、穢れた人間と関わったりしたことによる伝染のみならず、穢り所で作られた食物、穢りにあった衣服・文書などによっても伝染するとされた。

### ③穢りの発生の場<sup>24)</sup>

穢りの伝染の問題を考えると、重要なのは穢りの発生した場の構造である。すなわち建物の垣根や壁は外部からの穢物の侵入を防ぎ、囲われた内部の空間を清浄に保つ効果を持つものと考えられた。だが、外からの穢物を防ぐ垣根や扉は、その内部に穢りが発生したり、外部から穢物が侵入した場合には、逆の効果を生む。そのような場合には、垣根に囲われた空間全体が穢りとなるのである。垣根で限定された閉鎖空間の最も典型的なものは、人間の住む家である。この場合、垣で囲まれていない家なら、その家屋内部のみの穢りですが、もし垣で囲まれていれば、その内部の空間全体が穢りとなる。家を代表とする閉鎖空間は、どれも外部から穢りが侵入したり内部に穢りが発生した場合、全体が空間的に穢りとなるという一つの単位であるため、やむを得な

い場合以外は内部に穢りが発生することも極力避けなければならない。

穢りの伝染するのが限定された空間内においてであるとすれば、その反対に限定されない開放空間内に穢物が存在した場合は、その穢物に直接触れない限り、穢りとはならない。ここでいう開放された空間とは、路・橋・荒野・河原などは、いずれもそうした空間に属する。河原は記録の上でも、穢れた物や死者の捨て場としてよく挙げられるが、これはあるいは、そのような穢れた品物を捨てても、周囲にその穢りが伝染によって広まることのないことによるのかもしれない。つまり安心して捨てることのできる場所だったのである。

神社や内裏を初め、神事に携わる神官や貴族たちが穢りの発生を極力避けた事例を『日本後紀』からみる。大同3年(808)11月の記事「是の夜、盗有り、内蔵寮の府に入りて、人の囲む所と為る。時大嘗に属り、其の自殺するを恐れ、使を遣して告諭せしむ。昏に投りて出去す。」これは盗人が内蔵寮府に入り、人々に包囲されてしまったが、折から大嘗祭の時期に当たっており、自殺して穢りを招くことを恐れて派遣された告諭の使によって説得され、暗闇に投じて出去するという事件が記されているが、このように異常に思えるほど、穢りの発生は忌避されたのである。また神社や内裏を初め、神事に携わる神官や貴族たちが死期の迫った病人を外へ出すようなことも行われており、『日本後紀』延暦13年(794)5月の記事では「皇太子妃諱帯子忽ちに病有り。木蓮子院に移り、頓に逝く。」とある（皇太子妃諱帯子は皇太子安殿親王（平城天皇）の妃で、藤原百川の女）。このように皇太子妃でさえ死期が迫ると内裏から追い出されているのである。

また神社や内裏ばかりでなく個人の家であっても、死期が迫った病人（この場合は主に使用人）を家から追い出すという行為は当然のこと

ながら行われていた。これについて勝田は「中世前期までは血縁のない死者を直接葬送することは強い禁忌であったと考えられる。古代から中世にかけて死体遺棄が広範に見られたのは、これと表裏一体の関係であった。」と述べている<sup>25)</sup>。また死にそうな使用人を死ぬ前に放り出して家の外で死なせるというのは、古代から中世にかけて広範に見られた慣習である。『日本後紀』弘仁4年(813)6月の記事でも「平生の日、既に其の力を役し、病患の時、即ち路辺に出だす。人の看養する無く、遂に餓死に致らしむ。」とある。山本は使用人を「その死によって家を穢とすることの許されない人間」と定義している。山本の説は、家の中で死ぬとその家全体が穢れるので、本来の家族構成員はともかく、使用人は死んでもらっては困るという解釈である。

『日本後紀』弘仁4年(813)6月の記事は「旧を念い労に酬ゆるは、賢哲の遺訓なり。生を重んじ命を愛するは、貴賤殊なること無し。今天下の人、各僕隷有り。平生の日、既に其の力を役し、病患の時、即ち路辺に出だす。人の看養する無く、遂に餓死に到らしむ。その弊為るや、勝げて言う可からず。」とあり、さらに「宜しく禁制を加えしむべし。猶お違犯を致さば、五位已上は、名を注して奏し、六位以下は蔭贖を論ぜず、決杖一百とせよ。台及び職・国知りて糾さず、及び条令・坊長、国郡・隣保、相隠して告せざれば、並びに与同罪とせよ。今より以後、重ねて禁断を加え、要路に榜示し、分明に告知せしめよ。」とある。これは病患の僕隷の遺棄を禁止の記事である。蔭贖を論ぜず、というのは官人の特権であった罰金刑を認めないで体刑を課するということであり、町役人・隣組まで、それを隠した場合と同罪であるという、相当厳しい罰である<sup>26)</sup>。

#### ④家から放り出された病者は何処へ行ったか？

京中の路辺の病者・孤児は施薬院・東西悲田

院に收容するように規定されていた。しかし疫病の流行した時期のほかには、それが実施された形跡を見出しにくい。

『日本後紀』弘仁6年(815)3月の記事には、「蕃国の使は、入朝に期有り。客館の設は、常に須らく牢固にすべし。頃者疾病の民、此れに就きて寓宿し、喪に遭うの人、以て隠処と為す。舎垣を破壊して、庭路を汚穢す。宜しく彈正並びに京職をして検校せしむべし(外国使節は折々に日本にやってくる。客館の施設は常にしっかりしたものにしておかなければならない。近頃、病人が客館で寝泊まりしたり、喪に服している人が謹慎生活としていることがある。建物や垣根を壊し庭を汚しているの、彈正台並びに京職が取り締まれ)」とある。この記事からすでに9世紀初期に、客館が病者の生活拠点に活用されていた。これは客館が「蕃国」使者の来朝以外に使用されなかったためと考えられる。すなわち京中には様々な不要な施設が存在し、それがまた病者に利用されたのである<sup>27)</sup>。

#### 7) 『日本後紀』に現れる病因・病名・病状あれこれ

平安時代初期は「精神の病は仏教の力で癒すことができる」と考えていたようである。『日本後紀』天長2年(825)7月の記事には、「人体の病は薬や針石で治し、精神の病は奥深い仏教の力で癒すことができる。釈迦の教えは天の中心になぞらえられるほど偉大であり、「仁王護国般若経」はこのうえない深い真理を説いている。これに帰依すれば靈妙な力が救いの働きをなし、もし、この経を読誦すれば、あらゆる病がたちどころに消滅する。」とある(四大の疾は、薬針の治す所なり、一心の患は、深法の能く療すなり。問道、『大雄の調御は、天中の天なり、仁王の尊経は、玄の又玄なり。之に帰し之を仰げば、神力能く救い、若し読み若し誦すれば、

万沴忽ちに消ゆ』と。)

サティリアージス(男性の色情症)は、天長2年(825)7月の記事「彈正易尹四品佐味親王薨ず。桓武天皇の第九皇子なり。容儀閑雅にして、頗る女色を好む。天皇踐祚の日、朝堂に行立し、暴かに疾に倒れ臥し、呼声驢に似る。輿病して出だし、幾日も経ずして薨ず。時に年三十三。」にみられ、ニンフォマニア(女性の色情症)は、天長6年(829)8月の記事「二品酒人内親王薨ず。……為性倨傲にして、情操修めず。天皇禁めず、其の欲する所に任す。淫行弥よ増し、自制する能わず。」にみられる。

『日本後紀』ではアルコール精神障害に関する記事は見うけられず、アルコールに関する記事としては、弘仁元年(810)9月の記事「仲成は、参議正三位宇合の曾孫、贈太政大臣正一位種継の長子なり。性狼抗にして使酒す。或いは昭穆に次無く、心に忤い掣蹶を憚らず。女弟葉子朝を専らにするに及び、威を仮りて益す驕る。」、天長5年(828)3月の記事「右兵衛督従四位下勲七等坂上大宿禰広野卒す。酒を飲むこと度を過ぎ、病発りて卒す。時に年四十二。」が挙げられる(『続日本紀』ではアルコール精神障害に関する記事がある。葦原王の殺人により遠流の記事がこれにあたる。天平宝字5年(761)3月「葦原王、刃を以て人を殺すに坐して、姓を龍田真人と賜ひて多嶺嶋に流さる。男女六人復命せて相隨はしむ。葦原王は三品忍壁親王の孫、従四位下山前王の男なり。天性凶悪にして、喜びて酒肆に遊ぶ。時に御使連磨と博飲して忽ちに怒を發して刺し殺し、その股の完を屠り便ち胸の上に置きて膾す」の記事は、葦原王が異常酩酊であったことを連想させてくれる事例である。『続日本紀』の記事では、本来ならば死罪は免れないが、葦原王が皇族の一員であるため、法の通りに処刑するに忍びず、王名を奪って流罪にしたという)。

吃音については弘仁13年(822)5月の記事「伊

勢守従四位下藤原朝臣藤成卒す。左大臣正二位魚名の第五男なり。口吃にして言語洩る。」に記載がある。

史書に初めて脚氣という病名があらわれるのは、『日本後紀』大同3年(808)12月の記事「臣生年未だ幾ならざるに、眼精稍や暗し。復脚氣を患いて、発動するに期無し。」である。我が国の脚氣の起源については、資料の信憑性の問題にからみ、容易に断定することができない。また大陸から「脚氣」という病名が渡来する以前の記録には、当然、脚氣という文字は存在しないわけで、文字から脚氣病の有無を検索することができない。しかし倭建命の死因となる脚病および允恭天皇の壮年時の持病は、脚氣と推定して何ら不都合はない内容である。奈良時代「脚病」と記されたもののなかに、明らかに脚氣と認められる症例が見られること、上流階級では6世紀から白米食を行っており、貧質な副食と相まってビタミンB1欠乏を起こす十分な条件が整っていたこと、などから「脚病」のなかに脚氣が混在していたことは疑う余地がない。一例を挙げると、『続日本紀』天平16年(744)閏正月の記事「安積親王、脚の病に縁りて桜井頓宮より還る。(翌日)薨しぬ。時に年十七。」である。すなわち「脚氣」という病名こそなかったが、我が国の脚氣の起源が奈良時代ないしその少し前にあることは間違いがない。平安時代には脚氣は流行をきたすようになった。その原因は当然ながら、天皇、高位の公卿のみならず、一般公卿、官吏、僧侶、神官に至るまで、広範囲の白米食の普及とビタミンに乏しい副食によるものであった<sup>28)</sup>。

皮膚病の記事として弘仁2年(811)2月の記事「……臣比者悪瘡に沈滞して、療治するに驗無し……」が挙げられ、悪瘡とは天然痘の後遺症と思われる。

糖尿病は口渇があるので渴病と呼ばれていた。弘仁3年(813)9月の記事「……頃来渴

病弥よ積りて、兼ねて眼精に暗し。両脚強く疼みて行歩に便を失う。・・・」では、糖尿病の3大合併症のうち眼障害、神経障害の記載がみられる。

## 終わりに

勅撰史書を題材として平安時代初期の医療福祉について検討した研究は殆どない。そこで本論文では3番目の勅撰史書である『日本後紀』を題材にして、平安時代初期（桓武天皇から淳和天皇時代まで）の医療福祉分野の特徴を挙げ検討した。次には『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』を史料として、平安時代初期から中期の医療福祉分野の特徴を明らかにしていきたいと考えている。

## 文献

- 1) 笹山晴生 “律令国家の展開（日本歴史大系普及版2；井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編集）” 山川出版社，東京，1995，p.296-299.
- 2) 遠藤慶太 “平安勅撰史書研究” 皇學館大学出版部，伊勢，2006，p.1-3.
- 3) 山崎 佐 “江戸期前日本醫事法制の研究” 中外医学社，東京，1953，p.13.
- 4) 山崎 佐 “江戸期前日本醫事法制の研究” 中外医学社，東京，1953，p.186-202.
- 5) 服部敏良 “平安時代医学史の研究” 吉川弘文館，東京，1955.
- 6) 山崎 佐 “江戸期前日本醫事法制の研究” 中外医学社，東京，1953，p.576.
- 7) 山名正太郎 “自殺について” 北隆館，東京，1949，p.135-136.
- 8) 江馬務 “江馬務著作集第6巻” 中央公論社，東京，1977，p.353-354.
- 9) 鳥越泰義 “正倉院薬物の世界” 平凡社，東京，2005，p.155-166.
- 10) 鈴木英鷹 古代の多産. 産科と婦人科2010, 77(10) : 1245-1249.
- 11) 直木孝次郎 続日本紀の多産記事. 続日本紀研究1961, 8(3) : 151-153.
- 12) 永尾龍造 “支那民俗誌第6巻”，支那民俗誌刊行會，東京，1942，p.377-388.
- 13) 古野清人 “古野清人著作集4巻”，三一書房，東京，1972，p.347.
- 14) 梶完次稿（藤井尚久校補） “明治前日本医学史第4巻 産婦人科 日本学士院日本科学史刊行会編”，日本學術振興會，東京，1964，p.31-32.
- 15) 鎌田久子 多胎児の民俗（双子を中心に）. 日本常民文化紀要1982, 8 : 285-286.
- 16) 服部敏良 “平安時代医学史の研究” 吉川弘文館，東京，1955，p.37-38.
- 17) 服部敏良 “平安時代医学史の研究” 吉川弘文館，東京，1955，p.42.
- 18) 鈴木英鷹 奈良時代の精神医学（精神医学の萌芽）. 精神医学2009, 51(2) : 137-145.
- 19) 井上 薫 “日本名僧論集第1巻 行基 鑑真（平岡定海・中井真孝編）” 吉川弘文館，東京，1983，p.111-130.
- 20) 和田 萃 “旅の古代史（森浩一・門脇貞二編）” 大巧社，東京，1999，p.263-264.
- 21) 吉田一彦 “伊勢湾と古代の東海 古代王権と交流4（梅村 喬編）” 名著出版，東京，1996，p.217-257.
- 22) 新村 拓 “日本医療社会史の研究” 法政大学出版局，東京，1985，p.1-4.
- 23) 山崎 佐 “江戸期前日本醫事法制の研究” 中外医学社，東京，1953，p.310.
- 24) 山本幸司 “穢と大祓” 平凡社，東京，1992.
- 25) 勝田 至 “家族と死者祭祀（孝本 貢・八木 透）” 早稲田大学出版部，東京，1997，p.52-68.
- 26) 虎尾俊哉 “延喜式” 吉川弘文館，東京，1964，p.196-197.

27) 西山良平 “都市平安京” 京都大学学術出版  
会, 京都, 2004, p.112-113.

28) 山下政三 “脚気の歴史ビタミン発見以前”  
東京大学出版会, 東京, 1983.